

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

小牧市（以下「本市」とする。）の人口は、2023年2月1日現在で150,298人で前年と比較すると微減で推移している。しかし、本市の人口ビジョンでは、今後も人口の減少が続き、特に、生産年齢人口（15～64歳）は、既に2005年前後をピークに緩やかな減少傾向が続いており、従業者数や事業所の減少を招き、本市の財政や雇用に大きな影響を及ぼすことが懸念されている。

これまで、本市は、昭和30年代から積極的に工場誘致を進め、尾張地域の工業都市として高い工業集積を維持してきた。特に製造業が基幹産業となっており、特定の業種に特化せず、様々な業種がバランスよく立地している。しかし、近年は、発展途上国の技術レベルの向上と安価な労働力の確保が進む等、激しい国際競争に巻き込まれており、これまでのような国際的優位性を保つことが困難となっている。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による社会経済環境の変化、AIやIoT等のデジタル技術の浸透が本市の産業構造に大きな影響を及ぼす可能性がある。

こうした状況のなか、市内の中小企業は、人手不足、後継者不足、デジタル化への対応等の課題に直面しており、本市の中核産業である製造業の事業所数は、減少傾向が続いており、現状の支援だけでは、市内の企業・事業所の減少が大きくなるおそれも想定され、雇用の喪失や所得の低下に直結し、本市の産業基盤が損なわれかねない状況である。

市内の中小企業の設備投資を本計画期間中に集中することにより活性化し、生産性を飛躍的に向上させることで、新たな社会経済環境や人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、持続可能な企業にしていくことは喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促す。先端設備導入計画認定数は初年度50件、2年目50件とし、集中投資期間2年間で100件の認定を目指す。これにより、本市は、県内で最も設備投資が活発な自治体の一つとなり、尾張地域の中核都市として更に経済発展していくことが期待できる。

(3) 労働生産性に関する目標

本市の認定を受けた先端設備等導入計画を策定した企業においては、労働生産性を年平均3%以上向上することを目指すこととする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、多様な製造業が基幹産業となっており、本市の経済と雇用を支えているが、他の産業においても広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市の中心部には、名鉄小牧線が南北に縦断しており、その沿線に住宅系の市街地、郊外部に工業系の市街地が広がっている。また、市域東部に広がる市街化調整区域内においても、二つの工業団地を始め、金属製品や生産用機械、プラスチック等の多様な製造業が立地している。このため、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、製造業を基幹産業として、多様な業種が本市の経済と雇用を支えており、広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、対象とする事業についても、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、I o t ・ A I 導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって、本計画においては、労働生産性の伸び率が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の期間は、国が同意した日から2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。